

## 製品事故発生から報告、公表、罰則 (新制度の概要等)



小売販売事業者・修理事業者・設置工事事業者による事故通知。  
(P.10)

製造事業者・輸入事業者の事故報告  
①消費生活用製品の名称及び型式、②重大製品事故の内容、③製造・輸入・販売数量、他  
(P.6~7)

消費者等により、消費生活用製品の安全性の確保に係る措置を申出。  
(P.11)

(重大事故を知った日から10日以内)

消費者への情報提供  
盤機構(mit)による調査。

(指示)

- 主務大臣(経済産業大臣)による公表 (P.8)
- 報告から1週間以内に、①製品一般名、②事故概要、③受理日、④事故発生日を公表。【第1ステップ】
  - 事故情報をさらに分析し、必要があると認めるときは、  
⑤製造事業者又は輸入事業者名、⑥機種・型式名、  
⑦再発防止策などについても公表。【第2ステップ】

販売事業者は、製造事業者又は輸入事業者が行う危害防止措置に協力。  
(P.10)

(必要に応じて)

(P.8)

主務大臣(経済産業大臣)による命令 (P.9)  
報告徵収や立入検査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製品回収等の危害防止命令(P.10)等を、報告義務不履行に関しては体制整備命令を発動。

(命令違反)

罰 則